

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 46 号

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第13条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第24条を第25条とし、第21条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第20条中「第15条」を「第15条第1項」に、「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第20条 任命権者は、福島市職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第17号）第10条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 福島市職員の育児休業等に関する規則第10条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、当該子が1歳11か月に達する日の翌日から1年以内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 任命権者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第20条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。